

介護保険住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請書 兼 高齢者住宅設備改修給付申請書

※太線内を記入

※江東区事業は受領委任払いのみ

裏面あり

申請区分		介護保険支払い区分		給付番号	確認書番号
併給	介護保険のみ	江東区のみ	受領委任払い	償還払い	
フリガナ 申請者氏名 (被保険者)			性別	保険者番号	1 3 1 0 8 6
生年月日	明・大・昭 年 月 日生 (歳)		男・女	被保険者番号	
要介護状態区分	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2
認定有効期間	年 月 日 から		年 月 日	生活保護	有 ・ 無
住所	〒 - 連絡先 -				
住宅の所有者	氏名 本人との関係() ※住宅の所有者が当該被保険者及びその配偶者でない場合は、所有者の承諾書を添付してください。				
住居の状況	自己所有(1 一戸建 2 共同) 借家(3 一戸建 4 民間共同 5 都・区営 6 公社)				
介護保険改修内容	(1)手すり (2)段差解消 (3)床材 (4)扉の取替 (5)便器 トイレ 浴室 居室 玄関 廊下 () ※数量・長さ・面積等は別紙に記載し添付してください。				
江東区改修内容	・予防給付 (手すり・段差解消・床材変更・扉の取替・便器の洋式化) ・浴槽改修・洗面台、流し台・トイレ改修・階段昇降機の設置				
負担割合(予防給付のみ)	給付制限	施工業者名		着工日	完成日
割	無 ・ 有(割)	担当:		年 月 日	年 月 日
居宅介護支援事業者事業所	事業所名		ケアプラン作成開始日		
	担当:		年 月 日		
介護保険改修費用	工事にかかる費用の総額(A) 円	介護保険の支給対象となる住宅改修の費用(B) 円	既に介護保険の給付を受けた住宅改修費用(C) 円	予定給付額(D) 円	
※注意: (B)+(C) ≤ 20万円					
江東区長殿					
上記のとおり関係書類を添えて、裏面同意事項に同意の上、居宅介護(予防)住宅改修費の支給及び事前申請確認書の発行を申請します。					
上記のとおり関係書類を添えて、裏面同意事項に同意の上、高齢者住宅設備改修給付を申請します。					
年 月 日					
(被保険者本人)					
申請者		氏名	印	申請に実行した方の氏名(続柄・所属)	
※この申請について連絡できる家族の方の氏名・続柄・連絡先		連絡先			

介護保険課確認欄 (工事前添付書類・確認事項)	(工事後添付書類)
<input type="checkbox"/> ① 住宅改修が必要な理由書	<input type="checkbox"/> ① 事前申請確認書
<input type="checkbox"/> ② 工事見積書	<input type="checkbox"/> ② 領収書
<input type="checkbox"/> ③ 工事予定箇所のわかる図面	<input type="checkbox"/> ③ 工事内訳書
<input type="checkbox"/> ④ 改修前写真(日付入り)	<input type="checkbox"/> ④ 改修前後写真(日付入り)
<input type="checkbox"/> ⑤ 住宅所有者の承諾書(写)	<input type="checkbox"/> ⑤ 請求書
<input type="checkbox"/> ⑥ 委任状 もしくは 口座振替依頼書	<input type="checkbox"/> ⑥ 完了届
<input type="checkbox"/> ⑦ ケアプラン有	
<input type="checkbox"/> オーバー了承済み	
<input type="checkbox"/> 3段階リセット(介)	

受領委任払い 取扱事業所登録番号				
---------------------	--	--	--	--

江東区	調査月日	年 月 日
	決定月日	年 月 日
介護保険	振込月日	年 月 日
	決定月日	年 月 日
介護保険	振込月日	年 月 日
	支給対象改修費用 (B)	円
	既改修実績 (C)	円
	今回保険給付額 (D)	円
今回利用者負担額 (A)-(D)	円	

事前受付	事後受付
介護担当	介護通知
高齢担当	高齢通知
係長	

介護保険	前回申請までの実績	既改修種目確認	(1)手摺 (2)段差 (3)床材 (4)引戸 (5)便器
		既改修実績(累計)	円
		既保険給付額(累計)	円

＜同意事項＞

介護保険住宅改修費支給

工事の内容・規模・費用等については事前に改修事業者から説明を受けています。住宅改修内容に変更がある場合には再度、住宅改修費支給及び事前申請確認書発行申請を行います。

また支給申請後、自己負担額に差額が生じた場合には改修事業者との間で調整します。

江東区住宅設備改修給付

当事業において必要なサービス提供のため、申請者に関する居住状況、生活保護受給状況、疾病、障害及び介護保険受給状況の情報を調査することに同意します。

申請者に関する情報について、サービス提供及び在宅での生活支援のため、長寿サポートセンター(地域包括支援センター)、長寿サポート(在宅介護支援センター)及び介護支援専門員からの提供を受け、又はこれらのものに提供することに同意します。

介護保険認定申請中に係る予防給付(保険外)の同時申請について、同工事において介護保険住宅改修費給付の対象となった場合は、江東区高齢者住宅設備改修給付事業を取り下げます。